

令和2年 年末の交通安全県民運動 鳥取市実施要綱

期 間 12月14日（月）～12月23日（水）

目 的 市民一人ひとりが交通安全について考え、交通ルールの遵守と交通マナーの向上に取り組むことを通じて交通安全思想の高揚と交通事故防止を図る。

スローガン つくろうよ 事故なし 笑顔の鳥取県

重 点

- 1 夕暮れ時と夜間の交通事故防止
- 2 自転車の安全利用の推進
- 3 飲酒運転の根絶
- 4 横断歩道における歩行者保護の徹底

12月15日（火） 交通安全にみんなで参加する日及び
交通マナーアップ強化日

～鳥取市交通安全対策協議会～

重点事項 1

夕暮れ時と夜間の交通事故防止

◎運転者は・・・

- 夕暮れ時は視認能力が低下するため、日没30分前には前照灯を点灯しましょう。
- 夜間走行時、対向車や先行者がいないときにはライトを上向き（ハイビーム）にするなどして歩行者や自転車の早期発見に努めましょう。
- 夕暮れ時・夜間は特にスピードを控え、周囲に気を配った安全運転に努めましょう。

◎歩行者・自転車利用者は・・・

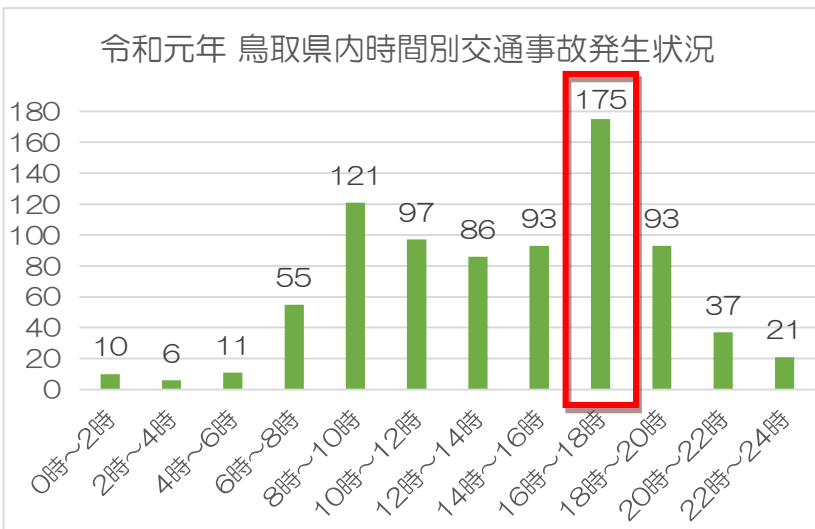
- 夕暮れ時や夜間に外出するときは、明るい色の服装を心がけ、反射材用品を着用しましょう。
- 夕暮れ時や夜間に自転車を利用する際は、必ず前照灯を点灯し、スピードを控えた安全運転に努めましょう。

◎地域・家庭・学校等では・・・

- 夕暮れ時から夜間にかけて、交通事故が多発傾向にあることを周知し、反射材用品などの着用と自動車・自転車の前照灯の点灯を指導しましょう。
- スピードを控えた安全運転と前照灯の早期点灯・夜間の前照灯のこまめな切り替え（ハイビームの活用）について指導しましょう。

◎関係機関・団体では・・・

- 夕暮れ時の前照灯の早期点灯と、夜間走行時の前照灯のこまめな切り替え（ハイビームの活用）について、周知徹底に努めましょう。
- 夜間及び薄暮時における交通事故防止に効果が高い反射材用品の普及啓発に努めましょう。
- 反射材用品の効果を体験させる交通安全講習会を開催するなどし、反射材用品の着用推進を図りましょう。



反射材を着用しましょう

夜間は、歩行者から車のライトが見えても、運転者からは歩行者が見えないことがあります。反射材用品等を活用して自分の身を守りましょう。

例年、歩行者や自転車が見えにくくなる
16時～18時の時間帯に交通事故が多発しています。
(参考：鳥取県警察 令和元年版交通年鑑)

重点事項 2 自転車の安全利用の推進

◎自転車利用者は・・・

- 自転車安全利用五則を遵守しましょう。
- 自転車も加害者になりうることを認識し、自転車損害賠償保険等に参加しましょう。
- 歩行者や自転車が見えにくくなる夕暮れ時や夜間は、必ず前照灯を点灯し、スピードを控えた安全運転に努めましょう。

◎地域・家庭・学校・関係機関では・・・

- 自転車の安全利用について街頭指導や声かけをしましょう。
 - ・車道の左側通行などの自転車の通行方法
 - ・歩道通行時は歩行者を優先
 - ・自転車利用中の傘差し、携帯電話、イヤホンなどの使用の危険性の周知
 - ・反射材用品などの着用
 - ・自転車の前照灯の点灯
- 幼児・児童が自転車に乗るときは、自転車用ヘルメットを着用させるとともに、その他の自転車利用者に対しても着用を促しましょう。
- 自転車事故被害者救済に関する各種保険制度（TS マークや各保険会社が販売する自転車保険）の普及啓発に努めましょう。

<自転車安全利用五則>

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る
 - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - 夜間はライトを点灯
 - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- 5 子どもはヘルメットを着用



※鳥取県では、条例により自転車利用者全員にヘルメット着用を推進しています。

<主な自転車保険>

自転車事故による損害を賠償するための備えとして、以下のようなものがあります。既に参加している保険等で対応できる場合がありますので、補償内容をもう一度確認してみましょう。

個人賠償責任保険

他人にけがをさせたり他人のものを壊したりして賠償責任が発生した場合に支払われる保険

傷害保険

自転車での転倒など、自分のけがに備える保険

TSマーク付帯保険

自転車安全整備士が点検整備した自転車に貼られる TS マークに付帯した保険で、傷害保険と賠償責任保険が付帯されている。保険期間は 1 年

重点事項 3 飲酒運転の根絶

◎運転者・その周りの人は・・・

- 飲酒運転の危険性・悪質性を認識し、飲酒運転は絶対にやめましょう。
 - ・「飲酒運転をなくすための3つの約束」の実践
 - ・「ハンドルキーパー運動」の実践
 - ・公共交通機関や自動車運転代行サービスの利用
- 飲酒した翌日もアルコールの影響があることを認識し、飲酒量・飲酒時間に配慮しましょう。

◎家庭・地域・職場・関係機関では・・・

- 飲酒運転をしない・させない環境作りに努めましょう。
 - ・朝礼や会議などの機会を活用した指導の徹底
 - ・アルコールチェッカーを活用した運転前のチェックの実施
 - ・研修会等での飲酒運転の危険性・悪質性についての理解の向上
 - ・飲酒運転を「しない・させない・許さない」意識を広報啓発

◎酒類提供業者は・・・

- 運転者への酒類提供禁止とハンドルキーパー運動を推進しましょう。
- 店内に飲酒運転根絶啓発用ポスター・チラシを掲示し、客に対して注意を促しましょう。

運転者以外にも罰則が科せられます！

<運転者・車両の提供者>

- 酒酔い運転 5年以下の懲役又は100万円以下の罰金
- 酒気帯び運転 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

<酒類提供者・車両の同乗者>

- 酒酔い運転 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
- 酒気帯び運転 2年以下の懲役又は30万円以下の罰金

※酒酔い運転……酒に酔って正常な運転ができない状態で車などを運転すること。
酒気帯び運転……呼気中アルコール濃度が0.15mg/l以上の状態で車などを運転すること。
呼気中アルコール濃度が0.15mg/l以下でも飲酒運転に該当します。

飲酒運転は絶対に しない！させない！

○飲酒運転をなくすための3つの約束

- (1) お酒を飲んだら運転しない
- (2) 運転する人にはお酒を飲ませない
- (3) お酒を飲んだ人には運転させない

ハンドルキーパー運動とは

自動車仲間と飲食店などへ行く場合に、お酒を飲まない人(ハンドルキーパー)を決め、ハンドルキーパーがお酒を飲まないで仲間を自宅まで送り届ける運動です



重点事項 4

横断歩道における歩行者保護の徹底

◎運転者は・・・

- 横断歩道に近づいたときは、横断する人や自転車がいないことが明らかな場合を除いて、その手前で停止できるように速度を落として進みましょう。
- 歩行者や自転車が横断しているときや横断しようとしているときは、手前で一時停止をして歩行者や自転車に道を譲りましょう。
- 横断歩道のその手前から30メートル以内の場所では、ほかの車の追い越しや、追い抜きはやめましょう。
- 子どもや高齢者に対する「思いやり運転」を心がけましょう。

◎歩行者は・・・

- 付近に横断歩道がある場合は、横断歩道を利用しましょう。
- 危険な通行や横断はやめましょう。
- 道路を横断するときは車の通過や停止を待ち、左右の安全確認を行ってから横断しましょう。
- 夕暮れ時や夜間に外出するときは、明るい色の服装を心がけ、反射材用品を着用しましょう。

◎地域・家庭・学校・関係機関では・・・

- 外出する際は、交通事故にあわないよう道路の横断方法や、その他交通ルールを守ることなどの声かけをしましょう。
- 子どもに注意を呼びかける時は、具体的な声かけをしましょう。
- 高齢者は加齢に伴う身体機能の変化を認識し、安全な行動をとるよう心がけましょう。

◎歩行者保護の現状

信号機のない横断歩道における車の一時停止率（JAF 調査）

	2017年	2018年	2019年	2020年
鳥取県 (%)	—	25.6	24.8	22.0
全国平均 (%)	8.5	8.6	17.1	21.3

「信号機のない横断歩道での歩行者横断時における車の一時停止状況全国調査」によると、2020年調査時における鳥取県の信号機のない横断歩道における車の一時停止率は22.0%で、昨年より減少しています。

信号機のない横断歩道で歩行者が横断しようとしているときは、手前で一時停止を行い、歩行者に道を譲りましょう。

（参考：一般社団法人日本自動車連盟（JAF）HP）

交通事故防止ワンポイントアドバイス

～歩行者のみなさんへ～

- ◎信号を守る。
- ◎車がきていないか、車が自分に気づいているか確認してから渡る。
- ◎横断歩道を渡り、横断禁止場所では渡らない。（警視庁公式HPより）